各所管府省における取組状況

令和5年12月18日 インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議幹事会

各所管府省における取組状況について【内閣府】

1. インフラ長寿命化計画(行動計画)

- (1) 未策定状況に対する所管府省庁としての対応 (該当なし)
- (2)計画期間を超過している計画に対する所管府省庁としての対応 (該当なし)

- (1) 策定率100%未満の施設に対する所管府省庁としての対応 (該当なし)
- (2)計画期間を超過している計画に対する所管府省庁としての対応 (該当なし)

各所管府省における取組状況について【警察庁】

1. インフラ長寿命化計画(行動計画)

- (1) 未策定状況に対する所管府省庁としての対応 (該当なし)
- (2)計画期間を超過している計画に対する所管府省庁としての対応 (該当なし)

- (1) 策定率100%未満の施設に対する所管府省庁としての対応 (該当なし)
- (2)計画期間を超過している計画に対する所管府省庁としての対応 (該当なし)

各所管府省における取組状況について【こども家庭庁】

1. インフラ長寿命化計画(行動計画)

(1) 未策定状況に対する所管府省庁としての対応

所管府省	分野	内訳詳細	策定主体	未策定数※	令和5年度中 の策定予定数	
こども家庭庁	福祉	障害児福祉	一部事務組合等	5 (13)	3	策定の見込みがたっていることから、必要に応じて、ヒヤリングを行う等、状況確認を行う。

(2) 計画期間を超過している計画に対する所管府省庁としての対応

分野	内訳詳細	策定主体	計画期間を超過して いる計画(主体数) (R5.3.31時点)	計画期間超過理由	今後の対応
福祉	児童福祉	一部事務組合	2	・予算・人員不足のため。	令和6年3月頃には更新できる見込みであるため、必要に応じて、 ヒヤリングを行う等、状況確認を行う。
一	障害児福祉	一部事務組合等	3		

注釈(※及び※1)についてはそれぞれ下記のとおり(以下全ページ同様)。

1.(1)

令和5年3月31日時点において行動計画の策定が完了していないと回答した主体数

- 2.(1)
- ()内は策定対象総数(行動計画において個別施設計画を策定することとした施設等)
- 2.(2)
- ()内は策定完了総数。

(1) 策定率100%未満の施設に対する所管府省庁としての対応

分野	内訳詳細 (※1)	策定率 (R5.3.31時点)	策定率見込み (R6.3.31時点)	策定完了(策定率 100%)見込み時期 (R6.3.31以降の場合)	主な策定主体	策定遅延理由	所管府省としての未策定施設に対する取組
福祉	児童福祉施設等 (全12,299施設)	82.4% (未策定:2,164施設)	85%	R7.3	地方公共団体一部事務組合等	・人員や時間等が不足しているため。 ・施設の建て替え・移転を検討しているため。(建て替え・移転後に策定予定)・新型コロナウイルス感染症の影響により、計画策定のスケジュールの見直しが必要となったため。・財政的な余裕がなく、修繕計画が立てられないため。・施設の老朽化に対して、更新や施設の長寿命化を図るか検討中のため。・少子化・過疎化による施設の統廃合等を検討しているため。	・ガイドラインを周知し、策定要請を行う。
(公立施設)	障害福祉施設等 (障害児福祉) (全541施設)	77.6% (未策定:121施設)	85%	R7.3	地力公共団体 一部事務組合等	・人員や時間等が不足しているため。 ・施設の建て替え・移転や施設の集約・再編を検討しているため。(建て替え・移転や集約・再編後に策定予定) ・新型コロナウイルス感染症の影響により、計画策定のスケジュールの見直 しが必要となったため。 ・財政的な余裕がなく、修繕計画が立てられないため。 ・施設の老朽化に対して、更新又は施設の長寿命化を図るか検討中のため。	

分野	内訳詳細 (※1)	計画期間を超 過している計画 (計画数) (R5.3.31時点)	主な策定主体	計画期間超過理由	所管府省としての計画期間を超過している計画に対する取組
福祉 (公立施設)	児童福祉施設等 (全10,135計画数)	91	地方公共団体	・施設の集約・再編を検討しているため、方針決定後に更新予定。 ・人員や時間等が不足しているため。 ・前年度までに修繕をした施設について、その後、大きな修 繕の予定がないため未更新となっている。	・ガイドラインを周知し、更新要請を行う。
	障害福祉施設等(障害児福祉) (全420計画数)	1	市区町村	・財政的な余裕がなく修繕計画が立てられないため。	・必要に応じてヒアリングを行い、助言や参考資料の提供等の支援 を行う。

各所管府省における取組状況について【総務省】

1. インフラ長寿命化計画(行動計画)

(1) 未策定状況に対する所管府省庁としての対応

分野	内訳詳細	策定主体	未策定数※	令和5年度中 の策定予定数	上	
"当时目15 先手		一部事務組合	(266)		令和5年8月9日に、各消防本部に対して通知を発出し、改めて策定を依頼したところ。	
捐 例	消防関係施設 —		1 (22)		策定が遅れている団体に対しては、各自治体担当者が集まる会議等の機会をとらえ、 早期に計画策定に着手するよう促す。	

(2) 計画期間を超過している計画に対する所管府省庁としての対応

(該当なし)

(1) 策定率100%未満の施設に対する所管府省庁としての対応

分野	内訳詳細 (※1)	策定率 (R5.3.31時点)	策定率見込み (R6.3.31時点)	策定完了(策定率 100%)見込み時期 (R6.3.31以降の場合)	主な策定主体	策定遅延理由	所管府省としての未策定施設に対する取組
	消防庁舎 (全714消防本部)	90% (未策定:71消防本部)	95%	未定	地方公共団体	「策定遅延理由」	令和5年8月9日に、各消防本部に対して通知を発出し、改めて策定を 依頼したところ。 策定が遅れている団体に対しては、各自治体担当者が集まる会議等の 機会をとらえ、早期に計画策定に着手するよう促す。
消防関係施設					— 叫(23施設が令和6年度以降策定予定 21施設が策定予定無し	
					広域連合	・ 築年数の古い庁舎から優先して計画を策定しているため	阪女さとりん、十分 に 四尺にに相子するようにす。

分野	内訳詳細 (※1)	計画期間を超 過している計画 (計画数) (R5.3.31時点)	主な策定主体	計画期間超過理由	所管府省としての計画期間を超過している計画に対する取組
消防関係施	改 消防庁舎 (全643計画数)	2	一部事務組合 広域連合	計画更新が遅れているため。 ・更新作業に遅延が生じていたが、今年度中に更	・令和5年8月9日に、各消防本部に対して通知を発出し、改めて 適宜の更新を依頼したところ。更新が遅れている団体に対して は、各自治体担当者が集まる会議等の機会をとらえ、早期に着 手するよう促す。

各所管府省における取組状況について【法務省】

1. インフラ長寿命化計画(行動計画)

- (1) 未策定状況に対する所管府省庁としての対応 (該当なし)
- (2)計画期間を超過している計画に対する所管府省庁としての対応 (該当なし)

- (1) 策定率100%未満の施設に対する所管府省庁としての対応 (該当なし)
- (2)計画期間を超過している計画に対する所管府省庁としての対応 (該当なし)

各所管府省庁における取組状況について【外務省】

1. インフラ長寿命化計画(行動計画)

- (1) 未策定状況に対する所管府省庁としての対応 (該当なし)
- (2)計画期間を超過している計画に対する所管府省庁としての対応 (該当なし)

- (1) 策定率100%未満の施設に対する所管府省庁としての対応 (該当なし)
- (2)計画期間を超過している計画に対する所管府省庁としての対応 (該当なし)

各所管府省における取組状況について【財務省】

1. インフラ長寿命化計画(行動計画)

- (1) 未策定状況に対する所管府省庁としての対応 (該当なし)
- (2)計画期間を超過している計画に対する所管府省庁としての対応 (該当なし)

- (1) 策定率100%未満の施設に対する所管府省庁としての対応 (該当なし)
- (2)計画期間を超過している計画に対する所管府省庁としての対応 (該当なし)

各所管府省における取組状況について【文部科学省】

1. インフラ長寿命化計画(行動計画)

- (1) 未策定状況に対する所管府省庁としての対応 (該当なし)
- (2)計画期間を超過している計画に対する所管府省庁としての対応

分野	内訳詳細	策定主体	計画期間を超過している 計画(主体数) (R5.3.31時点)	計画期間超過理由	今後の対応
文教施設等	_	国立大学法人等	23		所管府省として、個別のヒアリングや通知を行い、適切に更新が行われるよう指導する。
		独立行政法人	8	・見直し段階で再策定までは至っていないため。 ・令和5年度に更新を行うべく手続き中のため。 ・令和5年度以降速やかに更新を行うべく手続き中のため。	・所管府省として、早急に更新が行われるよう、あらゆる機会を通じ積極的な働きかけを行う。

2. 個別施設毎の長寿命化計画(個別施設計画)

(1) 策定率100%未満の施設に対する所管府省庁としての対応

分野	内訳詳細 (※1)	策定率 (R5.3.31時点)	策定率見込み (R6.3.31時点)	策定完了(策定率 100%)見込み時期 (R6.3.31以降の場合)	主な策定主体	策定遅延理由	所管府省としての未策定施設に対する取組
	公立学校施設 (全2,021管理者)	99.2% (未策定:16管理者)	99.6%	未定	地方公共団体 一部事務組合等	・再編計画に基づき統廃合に伴う改修を行っており、それに合わせて個別施設計画を策定している段階のため。 ・財源や人員の不足により、計画の策定に至っていないため。 ・全体の整備計画との調整に時間を要しているため。 ・比較的新しい施設(R4開園の認定こども園等)について、策定済みの計画に位置付けられていないため。 ・地域ごとの実情に応じた計画を策定する必要があり、時間を要しているため。 ・新型コロナや園統廃合に係る事務の増により策定検討が遅れたため。	・今回の調査結果を踏まえ、個別施設計画が未策定の自治体等の施設担当に対して、早期策定を促す通知を発出する。 ・令和5年度内に策定予定の管理者に対して、確実に策定が完了するよう、進捗状況を確認するとともに、必要に応じて参考資料の提供等の支援を行う。(9月以降随時) ・策定時期が令和6年度以降の管理者に対しては、ヒアリング等を行い、詳細に未策定理由を把握する。そのうえで、早期に策定が完了するよう、きめ細やかに支援を行う。(9月以降随時) ・全国の自治体向けに長寿命化計画に係る講習会をオンラインで開催し、他の自治体担当者による事例紹介等による計画策定の支援を行う。(年度内)
学校施設	公立大学等施設 (全118管理者)	92.4% (未策定:9管理者)	93.2%	R7.3	地方公共団体 公立大学法人	・県当局で策定スケジュールを管理しているため。 ・開学後間もないため。 ・計画にはないが、劣化状況等実情に応じ、計画を弾力的に運用しているため。 ・長期修繕計画を代用しているため。 ・令和5年度に私立から公立へと変わり、個別施設計画については整備中のため。 ・令和3年度開学のため。 ・2023年度にキャンパス移転を予定しており、その中で検討予定のため。 ・令和4年度に私立から公立へと変わり、個別施設計画については整備中のため。	確実に策定が完了するよう、進捗状況を確認するとともに、必要に応じてヒアリング、参考資料の提供等の支援を行う。(随時)

分野	内訳詳細 (※1)	策定率 (R5.3.31時点)	策定率見込み (R6.3.31時点)	策定完了(策定率 100%)見込み時期 (R6.3.31以降の場合)	主な策定主体	策定遅延理由	所管府省としての未策定施設に対する取組
	社会体育施設 (全1,944管理者)	87.8% (未策定:238管理者)	88.9%	R7.4	地方公共団体 一部事務組合等	・公共施設総合管理計画等関連計画の策定・改訂遅延のため。 ・予算不足のため。 ・人員不足のため。 ・人員不足のため。 ・専門知識をもった人材不足のため。 ・庁内、住民との調整等に時間を要しているため。 ・公共施設総合管理計画等関連計画の策定遅延及び共有事業相手の他市との調整に時間を要しているため。 等	・今回の調査結果を踏まえ、都道府県を通じて、個別施設計画が未策定の自治体等の施設担当に対して、早期策定を促す通知を発出する。 ・通知を発出する際、令和5年8月に設置した個別施設計画の策定に係る「相談窓口」を案内し、自治体からの相談に対応し、策定の支援を行う。 ・今年度、未策定自治体等に対して個別施設計画の策定に係る伴走型支援を行っており、その中で蓄積した知見等をとりまとめ、未策定自治体等に周知し、策定を促すとともに、令和6年2月までにWebセミナーを実施し、伴走型支援に係る知見の紹介を行う。また、Webセミナーに参加できなかった地方公共団体が参照できるよう、当日資料をスポーツ庁ホームページに掲載する。 ・都道府県を通じて、オンライン等を活用し、未策定自治体等に早期策定を促す個別の働きかけを行うよう依頼する。
社会教育施設 (公立施設)	文化会館等 (全1,278管理者)	88.8% (未策定:143管理者)	90.7%	未定	地方公共団体 一部事務組合等	・庁内の調整に時間を有しているため。 ・人員不足のため。 ・計画策定作業に時間を要しているため。 ・施設が統廃合予定のため。 ・予算不足及び人員不足のため。 ・建て替え・取り壊しを検討しているため。 ・休館中のため。 ・改装中・開館直後のため。 ・	・今回の調査結果を踏まえ、都道府県を通じて、個別施設計画が未策定の自治体等の施設担当に対して、早期策定を促す通知を発出する。 ・都道府県を通じて、オンライン等を活用し、未策定自治体等に早期策定を促す個別の働きかけを行うよう依頼する。
	社会教育施設 (社会体育施設及 び文化会館等を除 く) (全2,120管理者)	86.8% (未策定:279管理者)	89.3%	R7.3	地方公共団体 一部事務組合等	・市総合計画及び市公共施設等総合管理計画との整合性を図ることについて時間を要すため。 ・財源不足のため。 ・学校教育施設が優先的に策定されたため、社会教育施設については今後計画策定に向け前向きに進めていく予定のため ・施設の建替を検討しているため ・専門知識を有する人員不足及び今後の施設の在り方が未確定 ・人員不足のため等	・今回の調査結果を踏まえ、個別施設計画が未策定の自治体等の施設担当に対して、早期策定を促す通知を発出する。 ・令和5年度の全国やブロックごとの生涯学習社会教育主管部課長会議の際に、計画策定するように周知する。 ・都道府県を通じて、オンライン等を活用し、未策定自治体等に早期策定を促す個別の働きかけを行うよう依頼する。

分野	内訳詳細 (※1)	計画期間を超 過している計画 (計画数) (R5.3.31時点)	主な策定主体	計画期間超過理由	所管府省としての計画期間を超過している計画に対する取組
学校施設	国立大学法人等施設 (全87計画数)	1	国立大学法人	・物価上昇により計画策定にあたって金額調整が難航しており、更新することができていない。 ・なお、計画期間を超過している1施設においては、令和5年度内に更新予定。	・所管府省として、個別のヒアリングや通知を行い、適切に更新が行
子化他政	公立大学等施設 (全109計画数)	1	公立大学法人	・令和4年度まで校舎を設置者である県が所有していたことから、県が個別施設計画を作成していたが、令和5年度に県からの建物の出資を受けたことに伴い、法人としての個別施設計画に更新中。	・所管省庁として円滑に更新が行われるよう、助言、優良事例の紹

分野	内訳詳細 (※1)	計画期間を超 過している計画 (計画数) (R5.3.31時点)	主な策定主体	計画期間超過理由	所管府省としての計画期間を超過している計画に対する取組
社会教育施設 (公立施設)	社会体育施設 (全1,706計画数)	9	市区町村	た後に、個別計画を策定することからこれから調整 となる。 ・町全体において財源不足である中、老朽度に応じ	・当庁として、円滑に更新が行われるよう、相談窓口での助言や優良事例の紹介等、支援を行う。 ・当庁として、地方公共団体の要望に応じて、個別施設計画相談窓口で助言を行う。 ・当庁として、的確に施設のマネジメントを図れるよう、計画更新の意義や他市町村の取組事例等を周知する。
	文化会館等 (全1,135計画数)	2	市区町村	・該当自治体全体の考えとして、公共施設の全体計画を作成した後に、個別計画を策定することとされており、これから調整を行うため。	・円滑に更新が行われるよう、個別に連絡し更新を促していく。
	社会教育施設 (社会体育施設及び文 化会館等を除く) (全1,841計画数)	6	市区町村	・点検を進めている最中であり、点検結果を踏まえ、 適切に更新を行う予定。	・円滑に更新が行われるよう、個別に連絡し更新を促していく。

各所管府省における取組状況について【厚生労働省】

1. インフラ長寿命化計画(行動計画)

(1) 未策定状況に対する所管府省庁としての対応

分野	内訳詳細	策定主体	未策定数※	令和5年度中 の策定予定数	今後の対応
医療	病院	一部事務組合等	10 (85)	. 5	引き続きフォローアップ調査して現状を把握しながら、要因等を分析し、必要な対応を検討していく。
福祉	障害福祉	一部事務組合等	4 (18)	''	主管課長会議等において計画策定を働きかけるとともに、必要に応じてヒアリングを行う等状況確認を行う。
↑ ★	老人福祉	一部事務組合等	1 (84)	(1)	民間移譲する可能性はるが、今年度中に厚生労働省インフラ長寿命化計画(行動計画)を周知し、引き続き策定要請を行う。

分野	内訳詳細	策定主体	計画期間を超過している 計画(主体数) (R5.3.31時点)	計画期間超過理由	今後の対応
医療	病院	一部事務組合等	13	・新型コロナウイルス感染症患者の対応が業務を圧迫しており作業が遅れている。 ・個別施設計画と合わせて更新を検討している。 ・内容を精査中であり、設備ごとの点検結果等も踏まえ、適切に更新を行う予定。 ・点検を進めている最中であり、点検結果を踏まえて、適切に更新を行う予定。	無回答
福祉	老人福祉	一部事務組合等	31	・事業所の廃止予定に伴う未更新 ・人員等の不足による未更新 ・業務引継がなされていなかったことによる未更新 ・業務遅滞による未更新 ・認識の誤りによる未更新(更新時期の失念)	・厚生労働省インフラ長寿命化計画(行動計画)を周知し、引き続き更新要請を行う。

(1) 策定率100%未満の施設に対する所管府省庁としての対応

分野	内訳詳細 (※1)	策定率 (R5.3.31時点)	策定率見込み (R6.3.31時点)	策定完了(策定率 100%)見込み時期 (R6.3.31以降の場合)	主な策定主体	策定遅延理由	所管府省としての未策定施設に対する取組
医療 (公的医療機関)	病院 (全1,101施設)	80.4% (未策定:216施設)	未定	未定	地方公共団体 一部事務組合等	・令和4年3月に北杜市公共施設等総合管理計画が改訂され市全体の施設計画は修正されているが、病院の個別計画は新型コロナウイルス感染症の対応もあり、作成協議を行う時間が取れなかった。また次期病院改革プランにあわせ調整したい。(北杜市)・令和4年度中に計画策定のための事前調査に着手予定だったが、コロナ禍で病院内に外部業者を入れることができず調査できなかった。令和5年度に調査を行い、その結果に基づき計画策定予定。(身延町早川町国民健康保険一部事務組合)・市川三郷病院は昭和47年に建設され、すでに48年を経過し、施設の老朽化が激しく、建て替えが必要となっているのが現状です。(峡南医療センター企業団)・今後、令和5年度に策定する「公立病院経営強化プラン」に建て替えの方向性を示すこととなるため、現在は策定できない状況です。・令和4年度内に策定完了を予定していたが、新型コロナウイルス感染症への対応、その他緊急の業務が重なり対応できなかったため。・新型コロナウイルス感染症への対応、その他緊急の業務が重なり対応できなかったため。・新型コロナウイルス感染症への対応、その他緊急の業務が重なり対応できなかったため。(令和5年3月31日に白石市外二町組合が解散となり、令和5年4月1日から白石市の単独管理になった。)・施設の現状(築年数、老朽化に伴う維持修繕経費の経常的な増加等)を踏まえ、建て替えの検討を進めているため。	・市総合計画及び市公共施設等総合管理計画との整合性を図ることについて時間を要すため。 ・市全体において財源不足である中、老朽化等に応じ急な対応を要する施設について+J17優先的に予算措置しており、それ以外の施設にかかる対応については、予算措置が見送られてきたため。 ・R2年度までは市全体の施設計画の中に網羅されていたが、
	保護施設 (全58施設)	73.2% (未策定:15施設)	82.1%	検討中	市区町村	・廃止対象施設であるため。	・廃止対象施設が主な未策定施設となっているため、当該廃止予定施 設を管理している自治体に状況を伺いながら進めて参りたい。
福祉 (公立施設)	障害福祉施設等 (全1,320施設)	78.9% (未策定:279施設)	81%	未定	地方公共団体 一部事務組合等	・人員不足により未策定 ・移転や建替の計画により移転等実施後に計画策定予定	主管課長会議等において計画策定を働きかけるとともに、ガイドラインの 周知を行う。
	老人福祉施設等 (全1,703施設)	73% (未策定:459施設)	75.6%	未定	地方公共団体 一部事務組合	・施設のあり方(民営化、移転、廃止)を検討中のため未策定 ・施設改修中であり積算が困難であることから未策定 ・人員及び知識等の不足による未策定 ・業務遅滞による未策定 ・認識の誤りによる未策定(策定認識なし、行動計画等との混同)	・今年度中にガイドラインを周知し、引き続き策定要請を行う。

分野	内訳詳細 (※1)	計画期間を超過している計画 (計画数) (R5.3.31時点)	主な策定主体	計画期間超過理由	所管府省としての計画期間を超過している計画に対する取組
水道	上水道施設 (全1,387計画数)	10	業		・これまで、水道における個別施設計画の策定方法を定めた「水道事業ビジョン作成の手引き」の作成・周知を行ってきたところ。また、水道事業ビジョン作成に当たり、更新等対策の内容やコストの見通しの検討に活用できる「アセットマネジメントに関する手引き」、「簡易支援ツール※」、「水道の耐震化計画等策定指針」を作成・周知する等に取り組んでおり、引き続き、手引き等を周知するとともに、その内容の充実に努めることで、個別施設計画の策定・更新を促していく。(※アセットマネジメントの実践を支援するためのエクセルファイル)また並行して、小規模で経営基盤が脆弱な水道事業者に対して、施設や経営の効率化・基盤強化を図る広域連携の推進しているところ。また、担当者会議や、未策定事業者等への説明会の場や、個別のヒアリング等により、各都道府県の認可権者に対する働きかけを行うとともに、定期的なフォローアップ調査により策定状況の進捗管理等を行う。
医療 (公的医療機関)	病院 (全798計画数)	105	地方公共団体 一部事務組合等	・改築計画を持って個別施設計画としていたものであり、人材不足により個別施設計画の更新ができていない。 ・現在あすなろの郷については再編整備計画に基づく施設の建替えを実施しているところ。県の施設については、県管財課で一括して施設の長寿命化計画を策定しているところであるが、あすなろの郷については再編整備を進めている最中であることから、建替え完了後に管財課が作成している長寿命化計画の中に組み込むこととしている。(茨城県)・移転後の行動計画更新について、令和4年度内での策定を目指していたが、新型コロナウイルス感染症の影響が引き続き大きく、作業が進められていないのが現状である。(国立研究開発法人国立循環器病研究センター)	引き続きフォローアップ調査等をすることで、要因を分析し自治体に 対してフォローをしていく。
福祉(公立施設)	障害福祉施設等 (全1,082計画数)	1	地方公共団体	湯沢市に詳細を確認中	令和5年度中に計画改編を実施する予定とのことで、更新のメドがたっていることから、必要に応じて状況の確認等を行っていく。
(A ··· ne nx/	老人福祉施設等 (全1,244計画数)	38	地方公共団体 一部事務組合	・施設のあり方を検討中のため未更新 ・人員等の不足による未更新	・ガイドラインを周知し、引き続き更新要請を行う。

各所管府省における取組状況について【農林水産省】

1. インフラ長寿命化計画(行動計画)

- (1) 未策定状況に対する所管府省庁としての対応 (該当なし)
- (2)計画期間を超過している計画に対する所管府省庁としての対応 (該当なし)

- (1) 策定率100%未満の施設に対する所管府省庁としての対応 (該当なし)
- (2)計画期間を超過している計画に対する所管府省庁としての対応 (該当なし)

各所管府省における取組状況について【経済産業省】

1. インフラ長寿命化計画(行動計画)

(1) 未策定状況に対する所管府省庁としての対応 (該当なし)

(2)計画期間を超過している計画に対する所管府省庁としての対応 (該当なし)

2. 個別施設毎の長寿命化計画(個別施設計画)

(1) 策定率100%未満の施設に対する所管府省庁としての対応

分野	内訳詳細 (※1)	策定率 (R5.3.31時点)	策定率見込み (R6.3.31時点)	策定完了(策定率 100%)見込み時期 (R6.3.31以降の場合)	主な策定主体	策定遅延理由	所管府省としての未策定施設に対する取組
工業用水	工業用水事業 (全100事業)	80% (未策定:20事業)	87%	R7.3		・個別施設計画を策定するための予算や人材の確保等が難しかったた	・令和5年度に、計画未策定の事業者に対し、各種会議や研修の場等を通じて策定を完了するよう指示を行っていく。

(2)計画期間を超過している計画に対する所管府省庁としての対応 (該当なし)

各所管府省における取組状況について【国土交通省】

1. インフラ長寿命化計画(行動計画)

(1) 未策定状況に対する所管府省庁としての対応 (該当なし)

分野	内訳詳細	策定主体	計画期間を超過して いる計画(主体数) (R5.3.31時点)	計画期間超過理由	今後の対応
道路	_	地方道路公社	2	・事業期間延長等のため、行動計画を改定していない団体が確認された。	・各種会議での状況の周知等、、適切に更新が行われるよう働きかける。
空港	_	民間事業者	1	・成田国際空港の第 II 期計画について、原案を作成しており同計画においても「修繕・更新については、点検・診断の結果に基づき策定した個別施設計画(維持管理・更新計画書)に基づき予防保全を適切に実施した割合を令和3年度から令和7年度まで100%とする」とする予定。しかしながら、成田国際空港維持管理・更新計画では30年間の更新計画を策定しておらず、現在、30年間の更新計画の検討・作成を行っている。	・令和5年度末までに、30年間の更新計画作成 の上、成田国際空港維持管理・更新計画の改正 後策定予定である。

(1) 策定率100%未満の施設に対する所管府省庁としての対応

分野	内訳詳細 (※1)	策定率 (R5.3.31時点)	策定率見込み (R6.3.31時点)	策定完了(策定率 100%)見込み時期 (R6.3.31以降の場合)	主な策定主体	策定遅延理由	所管府省としての未策定施設に対する取組
	橋梁(橋長2m以上) (全1,788団体)	99.3% (未策定:13団体)	100%	-	道路管理者 (都道府県·政令市 等、市区町村)	・直近の点検結果が良好だった事から、現状修繕を要しないため未策定。 ・予算不足等により・物理的に策定が間に合わなかった。 ・2m以上15m未満の橋梁については補修規模の小さいものが多い事から「事後保全(日々の道路管理)で対応」・「補助申請の予定がない(単独費で対応)」等の理由により、未策定。 ・15m以上の大規模な橋梁を優先的に計画策定していたため、2m以上15m未満の橋梁について未策定。	
道路	トンネル (全673団体)	97% (未策定 : 20団体)	100%	-	道路管理者 (都道府県·政令市 等、市区町村)	・対象数が少ないかつ、車両の通れない人道トンネル(小規模断面)であり、管理が可能であるため計画策定は不要と考えていた。 ・修繕を実施する予定が無いことから修繕計画を作成していなかったが、必要性を鑑み、令和6年度中に策定できるよう進めていく予定。	
	大型の構造物 (全726団体)	96.7% (未策定:24団体)	100%	_	道路管理者 (都道府県·政令市 等、市区町村)	・健全度が判定 I と早急な補修が必要ではないため。 ・施設数が少ないため。	
河川・ダム	主要な河川構造物 (全19,805施設)	98.7% (未策定:256施設)	98.7%	R8.3	河川管理者 (国·都道府県·政 令市)	新たに完成した施設があり、現在策定中のため。	今年度、地域河川課長会議や全国河川維持管理会議等により、行動計画の周知を行い、新規策定のみならず更新についても周知・徹底を図る。
海岸	堤防・護岸・胸壁等 (全4,708地区海岸)	99.4% (未策定 : 26地区海岸)	100%	-	海岸管理者 (都道府県、市町村 等)	・港湾施設の維持管理計画内で策定したと認識していたが未策定だったため。今後策定予定。 ・インフラ長寿命化計画の策定について財政措置が厳しく策定委託ができなかったため。直営で作成することも含め策定について検討していく。・工事の完了に伴い、個別施設計画(長寿命化計画)を現在策定中であるため。	・個別施設計画(長寿命化計画)を未策定の海岸管理者に対して、策定に向けた技術支援等により、個別施設計画(長寿命化計画)の早期の策定を促す。
	係留施設 (全13,950施設)	99.6% (未策定:51施設)	99.7%	R8.3	港湾管理者 (都道府県·政令 市、市区町村等)		
	外郭施設 (全20,953施設)	99.1% (未策定:192施設)	99.2%	R8.3	港湾管理者 (都道府県、政令 市、市区町村等)	・予算及び専門知識を有する人材の不足。 ・インフラ長寿命化計画の策定について財政措置が厳しく策定委託ができな	・各地方整備局等において開催している港湾等メンテナンス会議にて港湾局よりインフラ長寿命化基本計画について説明をしている。 ・個別施設計画の作成にあたっては令和4年度より補助制度を設け、検討に要する費用の支援を行っている。 ・予算や人員に制約のある管理者でも早期の検討が行えるよう「直営で作成した維持管理計画書の事例集(案)(令和2年3月)」等の優良事例等を各ガイドラインの参考資料として公表するとともに、港湾のインフラメンテナンスに関する支援メニューをまとめたリーフレットについて、引き続
港湾	臨港交通施設 (全10,080施設)	99.6% (未策定:43施設)	99.7%	R8.3	港湾管理者 (都道府県、政令 市、市区町村等)	かった。 ・古い施設であり、竣工図等の確認に時間を要している。 ・浩湾管理者との調整に時間を要している。 ・近隣事業の工事ヤードとなっており、施設点検が出来ないため個別施設計画の検討ができず策定できない。	
	その他(水域施設、荷 さばき施設、旅客乗降 用固定施設、保管施 設、船舶役務用施設、 海浜、緑地、広場、移動 式旅客乗降用施設) (全10,691 施設)	99.2% (未策定:82施設)	99.5%	R8.3	港湾管理者 (都道府県、政令 市、市区町村等)		き管理者へ周知を図り活用を促す。 ・整備局独自でも、講習会や説明会を開催し、実情に見合った長寿命化計画の策定ができるよう方針含め助言、支援を行う。

分野	内訳詳細 (※1)	策定率 (R5.3.31時点)	策定率見込み (R6.3.31時点)	策定完了(策定率 100%)見込み時期 (R6.3.31以降の場合)	主な策定主体	策定遅延理由	所管府省としての未策定施設に対する取組
空港	空港機能施設 (全106施設)	99.1% (未策定 :1施設)	100%	-	空港管理者 (民間企業)	・旧国内線及び国際線旅客ターミナルビルについては、個別施設計画を策定 し、当該施設の維持管理を行っていたが、新旅客ターミナルビルは竣工後間	
住宅	公営住宅 (全1,605事業主体)	97.5% (未策定:40事業主体)	98%	R7.3	住宅管理者 (都道府県·政令 市·市区町村)	・事業主体における計画策定に係る人員(マンパワー)や予算が確保できないこと等による。	事業主体向けの各種会議(公営住宅整備事業等担当者連絡会議等)及び予算ヒアリングの場等において、早急な計画策定を促すとともに、未策定の事業主体へは個別に働きかけを行う。また、交付金・補助金事業の実施には、計画策定が必要であることを改めて周知する。
	公社賃貸住宅 (全1600施設)	99.6% (未策定:6施設)	99.6%	R7.3	住宅管理者	事業主体において、事業手法の検討に時間を要しているため。	事業主体との会議や研修会の場等において、早急な計画策定を促すと ともに、未策定の事業主体へは個別に働きかけを行う。

分野	内訳詳細 (※1)	計画期間を超 過している計画 (計画数) (R5.3.31時点)	主な策定主体	計画期間超過理由	所管府省としての計画期間を超過している計画に対する取組		
	橋梁(橋長2m以上) (全1,775計画数)	1	(都道府県・政令	令和3年度は自主財源の確保が困難であったため、令和4年度に橋梁定期点検及び計画更新を同時に実施する計画であったが、橋梁数、降積雪期間想定により年度内での業務完了が困難であると思慮され点検のみの業務となった。よって令和5年度に計画更新を実施するものである。	円滑に更新が行われるよう、助言、優良事例の紹介等、支援を行		
道路	トンネル (全653計画数) 1		道路管理者 (都道府県·政令 市等、市区町村)	令和5年度~6年度にかけて、トンネルを廃止する予定のため。	う。		
	大型の構造物 (全702計画数)	1	道路管理者 (都道府県·政令 市等、市区町村)	・人員不足、予算不足等により・物理的に策定が間に合わなかった(令和5年度更新予定)			
	係留施設 (全13,899計画数)	272	港湾管理者 (都道府県·政令 市、市区町村等)		・各地方整備局等において開催している港湾等メンテナンス会議に		
	外郭施設 (全20,761計画数)	192	港湾管理者 (都道府県·政令 市、市区町村等)		て港湾局よりインフラ長寿命化基本計画について説明をしている。 ・個別施設計画の作成にあたっては令和4年度より補助制度を設け、検討に要する費用の支援を行っている。 ・予算や人員に制約のある管理者でも早期の検討が行えるよう「直営で作成した維持管理計画書の事例集(案)(令和2年3月)」等の優良事例等を各ガイドラインの参考資料として公表するとともに、港湾		
港湾	臨港交通施設 (全10,037計画数)	215	港湾管理者 (都道府県·政令 市、市区町村等)	・予算及び専門知識を有する人材の不足。 ・管理者との調整に時間を要している。			
	その他(水域施設、荷さばき施設、 旅客乗降用固定施設、保管施設、 船舶役務用施設、海浜、緑地、広 場、移動式旅客乗降用施設) (全10,609計画数)	127	港湾管理者 (都道府県·政令 市、市区町村等)		のインフラメンテナンスに関する支援メニューをまとめたリーフレット について、引き続き管理者へ周知を図り活用を促す。 ・整備局独自でも、講習会や説明会を開催し、実情に見合った長寿 命化計画の策定ができるよう方針含め助言、支援を行う。		

分野	内訳詳細 (※1)	計画期間を超 過している計画 (計画数) (R5.3.31時点)	主な策定主体	計画期間超過理由	所管府省としての計画期間を超過している計画に対する取組
公園	都市公園 (全899計画数)	21	公園管理者 (都道府県·政令 市、市町村)	・一部の地方公共団体では、財政状況が厳しく、緊急に対応すべき施設の修繕等の措置を優先する必要があり、計画の更新に係る予算の確保が困難であったため、計画期間内に計画の更新できていない。	社会資本整備総合交付金等による計画の更新を支援をするととも
	公営住宅 (全1,565計画数)	38	住宅管理者 (都道府県·政令 市·市区町村)	・人員(マンパワー)や予算が確保できないこと等により、計	計画更新が必要な事業主体に対し、各種会議(公営住宅整備事業 等担当者連絡会議等)及び予算ヒアリングの場等において、計画更 新を促す。
住宅	公社賃貸住宅 (全11主体数)	358	住宅管理者	・事業主体において、事業計画を見直していることから、計画期間を超過している事業主体がある。	・今後は、事業主体との会議や研修会の場等において、早急な計 画策定を促すとともに、未策定の事業主体へは個別に働きかけを行 う。

各所管府省における取組状況について【環境省】

1. インフラ長寿命化計画(行動計画)

(1) 未策定状況に対する所管府省庁としての対応

	分野	内訳詳細	策定主体	未策定数※	令和5年度中 の策定予定数	一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个
J	廃 棄 物	一般廃棄物処 理施設	一部事務組合	18 (460)		・これまでも、全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議等において計画策定を働きかけるとともに、事務連絡等を送付し策定作業を進めるよう働きかけてきたところである。 ・未策定組合に対する個別のヒアリングを今年度も実施する予定である。 ・循環型社会形成推進交付金における交付要件化も視野に、引続き働きかけの強化を検討していく。

分野	内訳詳細	策定主体	計画期間を超過して いる計画(主体数) (R5.3.31時点)	計画期間超過理由	今後の対応
廃棄物	一般廃棄物処理施設	一部事務組合	12	・各策定主体において計画の点検作業に時間を要している。・作業が完了次第、結果を踏まえ適切に更新が行われる予定である。	・円滑に更新が行われるよう周知徹底を行うととも

(1) 策定率100%未満の施設に対する所管府省庁としての対応

分野	内訳詳細 (※1)	策定率 (R5.3.31時点)	策定率見込み (R6.3.31時点)	策定完了(策定率 100%)見込み時期 (R6.3.31以降の場合)	主な策定主体	策定遅延理由	所管府省としての未策定施設に対する取組
廃棄物処理 施設	一般廃棄物処理施 設 (全2,600施設)	93.2% (未策定:177施設)	95.7%	R7.3	市町村 一部事務組合	・ 策定する人員不足、予募不足。 ・ 施設管理者の計画についての理解が不足しており、策定している又は策定対象外の施設であると誤認していたため。 (策定作業の後継件投票)	・これまでも、全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議等において計画策定を働きかけるとともに、事務連絡等を送付し策定作業を進めるよう働きかけてきたところである。 ・未策定組合に対する個別のヒアリングを今年度も実施する予定である。 ・循環型社会形成推進交付金における交付要件化も視野に、引続き働きかけの強化を検討していく。

分野	内訳詳細 (※1)	計画期間を超 過している計画 (計画数) (R5.3.31時点)	主な策定主体	計画期間超過理由	所管府省としての計画期間を超過している計画に対する取組
廃棄物処理施 設	一般廃棄物処理施設 (全2,423計画数)	30	市町村 一部事務組合	各策定主体において計画の点検作業に時間を要している。 作業が完了次第、結果を踏まえ適切に更新が行われる予定である。	円滑に更新が行われるよう周知徹底を行うとともに、助言等支援を行う。

各所管府省における取組状況について【防衛省】

1. インフラ長寿命化計画(行動計画)

- (1) 未策定状況に対する所管府省庁としての対応 (該当なし)
- (2)計画期間を超過している計画に対する所管府省庁としての対応 (該当なし)

- (1) 策定率100%未満の施設に対する所管府省庁としての対応 (該当なし)
- (2)計画期間を超過している計画に対する所管府省庁としての対応 (該当なし)

各所管府省における取組状況について【各省】(官庁施設)

1. インフラ長寿命化計画(行動計画)

- (1) 未策定状況に対する所管府省庁としての対応 (該当なし)
- (2)計画期間を超過している計画に対する所管府省庁としての対応 (該当なし)

- (1) 策定率100%未満の施設に対する所管府省庁としての対応 (該当なし)
- (2) 計画期間を超過している計画に対する所管府省庁としての対応

分野	内訳詳細 (※1)	計画期間を超 過している計画 (計画数) (R5.3.31時点)	主な策定主体	計画期間超過理由	所管府省としての計画期間を超過している計画に対する取組
官庁施設	庁舎等 (全5,394計画数)	249	<u></u>	各施設管理者により官庁施設情報管理システム (BIMMS-N)などを活用した計画の更新が順次進められているものの、一部の施設においては中長期保全計画等の更新に着手できていないことにより個別施設計画の更新に至っていない状況。	今後所管府省として、施設管理者への保全指導等を通じて、適 切に更新が行われるよう働きかける。
	宿舎 (全3,344計画数)	147	田		